

2 計画の理念と基本目標

(1) 計画の理念

第5次富良野市総合計画や富良野市地域福祉計画などの関連上位計画と整合性を図り、本計画では第6期計画と同様に、以下を基本理念として事業を展開します。

富良野市に住む高齢者一人ひとりが生きがいを持って生き生きとした生活を営み、また、要介護状態となっても人としての尊厳を保ち、家庭や地域の中で安心して自立した生活が送れるよう支援するとともに、すべての人々が助け合い、支え合う地域社会の実現を目指す。

[資料]第2期 富良野市地域福祉計画

(2) 基本目標

基本理念の考え方にに基づき、基本目標を次のとおり設定します。

誰もが健康で安心のできる地域づくり

市民が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、地域医療の確立や疾病の予防、健康づくりなど総合的な保健・医療対策の推進をめざします。

高齢者が経験や技術を生かし、住み慣れた地域で尊厳と生きがいをもって安心して暮らせる地域社会をめざします。

ともに支え合い生きいきと暮らせる地域づくり

個人の尊厳が重視され、誰もが住み慣れた地域の中で支えあい、助け合いながら暮らしていけるよう、関係機関・団体等との連携と体制の整備を通じて地域福祉の推進をめざします。

利用者にあった福祉サービスを自ら選択し利用できるよう、いつでも相談できる体制やわかりやすい情報の提供、支援基盤の体制づくりをめざします。

[資料]第5次富良野市総合計画

3 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

この計画は、第5次富良野市総合計画及び第2期富良野市地域福祉計画を上位計画とし、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

また、地域包括ケアシステム構築に向け、高齢者の保健に関する方針や施策は、高齢者福祉計画、介護保険事業計画と密接な関係があることから、本計画においても高齢者福祉計画と一体になった高齢者保健福祉計画として策定します。

「第6期 富良野市 高齢者**保健**福祉計画・介護保険事業計画」の推進状況等の評価し、方策を点検しながら、さらなる地域包括ケアシステムの推進を目指します。

【法令の根拠】

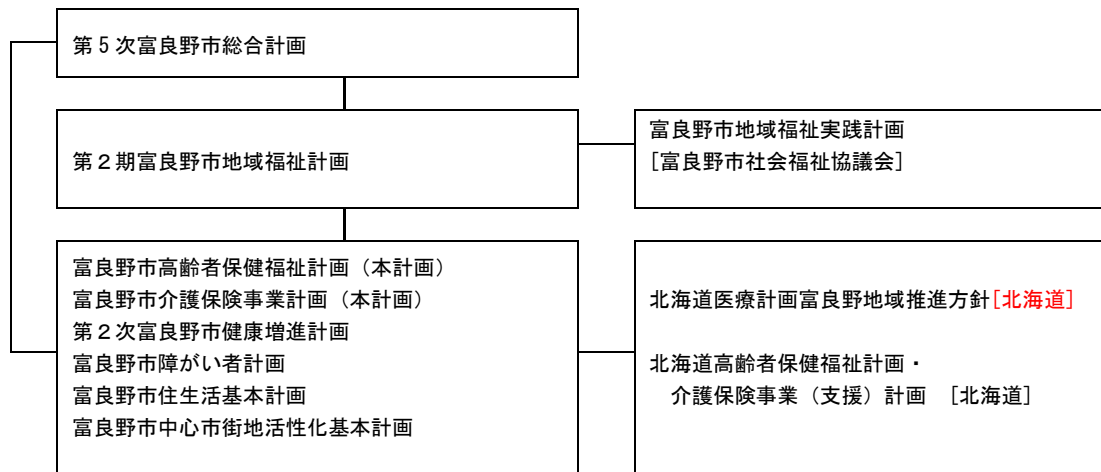
この計画は、次の法令等を根拠として作成しています。

- 市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画） 老人福祉法第20条の8第1項
- 介護保険事業計画 介護保険法第117条第1項

(2) 他計画との関係

本市のまちづくりは、地方自治法に定められた基本構想において「安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』」をテーマに定め、これに基づく「富良野市総合計画」と各種個別計画により、計画的に進められています。

したがって、本計画もまちづくりの最も上位の計画である「富良野市総合計画」において示されている基本方向に沿って作成します。また、富良野市地域福祉計画、富良野市健康増進計画、富良野市住生活基本計画、富良野市障がい者計画、富良野市中心市街地活性化基本計画など、高齢者の医療・保健・福祉・住生活に関する各種個別計画との整合性を図って作成します。さらに、富良野市社会福祉協議会で策定している「富良野市地域福祉実践計画」や北海道が策定している「北海道医療計画富良野地域推進方針」[北海道]、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画」[北海道]とも調和を保ったものとします。



(3) 計画の期間

計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

なお、介護保険給付の動向や保健福祉施策の推進状況等を踏まえ、3 年後に平成 33 年度から平成 35 年度までの 3 年間の次期計画を作成する予定です。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35					
第4次富良野市総合計画	H13~H22		第5次富良野市総合計画						H23~H32						第6次富良野市総合計画		H33~H42			
富良野市地域福祉計画	H18~H22		富良野市地域福祉計画				H23~H27				富良野市地域福祉計画				H28~H32					
第4期計画	H21~H23		第5期計画			H24~H26			第6期計画		H27~H29		第7期計画		H30~H32		第8期計画		H33~H35	
	平成27年度（2015年）を目標とする						平成37年（2025年）を目標とする													
	長期目標						長期目標													

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、概ね 30 分以内にサービスが提供される範囲を基本としており、地理的条件、人口、交通事情、社会的条件、介護施設の整備状況を総合的に勘案して市町村が設定することから、本市では第 3 期計画から市内全域を 1 つの圏域に設定し、地域密着型サービスの介護基盤整備等を行っています。

地域包括ケアシステムの構築では、医療、介護、予防、住まい、認知症ケア、相談体制、生活支援サービスを切れ目なく提供することが求められ、地域包括支援センターが拠点となり推進する必要があります。

本市の地域包括支援センターは、直営で 1 箇所の設置であることから、日常生活圏域は第 7 期計画においても引き続き、市内全域を一つの圏域として設定します。

5 計画策定に向けた体制

学識経験者や福祉関係団体、保健医療関係団体及びその他関係団体の代表者からなる「富良野市地域ケア推進会議」を設置し、計画の検討・協議を行います。

庁内の関係課等で構成する「富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会」では、関係部局等との協議を行い、沿線町村とは富良野沿線介護保険主管課長会議と、北海道を加えた高齢者保健福祉圏域連絡協議会において、意見交換と事業計画の内容確認を行います。

また、広く市民の意見を聴くため、日常生活圏域ニーズ調査の実施とパブリックコメントを募集し、計画の作成過程において参考とします。

【パブリックコメント募集期間】 平成 29 年 12 月 25 日から平成 30 年 1 月 14 日（予定）

